

感染症による人権問題を 知っていますか？



私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

新型コロナウィルスによる感染症は、国内だけでも死者が1,500人を越え（令和2年9月末現在）、未だ世界中で感染の危険が続いている状態です。このウイルスについては、ワクチンなどの特効薬の開発に向けて、世界中で研究が進んでいますが、未だに分からぬ部分もある未知のウイルスです。そのため、感染の拡大とともに人々の不安や恐れが増幅する中で、様々な人権問題も発生しています。

今回は、新型コロナウィルス感染症を中心に、感染症による人権問題を考えてみましょう。

静 岡 県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

1 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、どのような人権問題が発生していますか？

感染の拡大とともに人々の不安や恐れが増幅する中で、感染者や感染リスクの高い医療従事者等の方や家族などが、根拠のない偏見や差別などの不当な扱いを受ける人権問題が発生しています。

感染者の個人情報を特定してネット上で公開したり、不注意により感染を拡大させてしまった人への非難が際限なくヒートアップしたりするなどの「ネットリンチ」で深刻なダメージを受ける被害も発生しているほか、休業や外出の自粛が要請される中で、DVや虐待の増加も心配されています。

その他、県を越えた移動の自粛が求められていた中で、やむを得ない理由で本県を訪れる人に、嫌がらせをするといった地域間での排除の事例も起こりました。

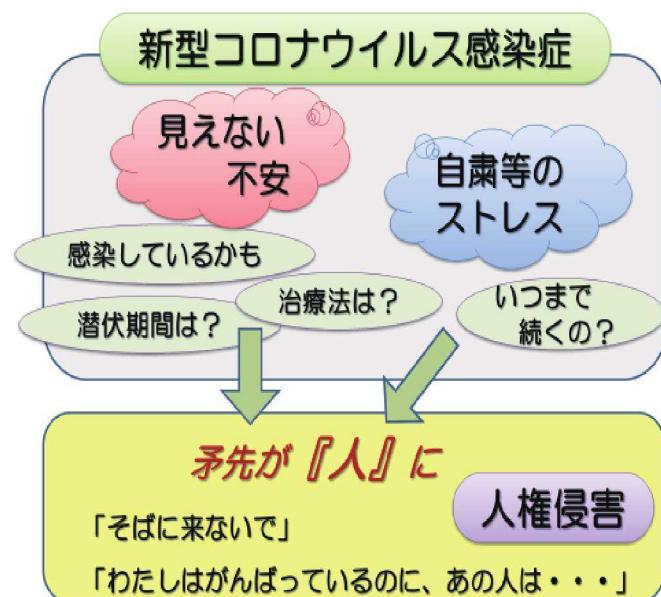
2 新型コロナウイルス感染症による人権問題は、なぜ起きたのですか？

感染リスクに対する過度の危機意識は、本来警戒すべきウイルスが目視できないため、心の中で、感染者や感染リスクの高い医療従事者などが敵としてすり替わってしまい、嫌悪の対象として偏見・差別し、遠ざけることで安心し、本当の敵が見えなくなるのです。

そして、誰もが感染のリスクのある現在、差別されるのが怖いあまり、発熱などの感染の兆候があっても、これを隠して受診をためらうことで、症状を悪化させたり感染が拡大してしまったりする危険性もあるのです。

差別や偏見は、新型コロナ対策に携わる方々の士気を低下させ、私たちの生活を脅かすことになります。

不安から、人を警戒し、嫌悪、差別する言動は、私たちにとって大切な人ととの信頼関係を壊し、社会のつながりを弱めてしまいます。



県で取り組んでいる「STOP！誹謗中傷」アクションの推進デザイン





3 不安から生じる偏見や差別に囚われたりしないために、どのようなことに気をつければいいですか？

あふれる情報に振り回されず、次の4点を心がけてください。

- ① 自分の生活習慣を保ち、冷静さを失わない。
- ② 新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性がある。感染した人が悪いわけではない。
- ③ 確かな情報を集め、差別的な言動には同調しない。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対応し、私たちの社会を支えている全ての人に感謝と敬意を払う。



4 これまでに、どのような感染症による人権問題がありましたか？

(1)ハンセン病元患者やその家族への人権侵害

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症で、治療薬がない時代には皮膚や手足が変形を起こしたり、治っても失明など後遺症や、外見上に変形が生じることがありました。しかし、現在では有効な薬剤で 100%完治する病気になり、早期発見・治療により後遺症も全く残りません。

長時にわたる隔離政策のために「怖い病気」という誤ったイメージが根強く残り、元患者の方々は、違憲判決が出されて、国の対策の誤りが認められた現在も家族と暮らせない、実名を名乗れない、故郷の墓に埋葬してもらえないなどの苦難を強いられています。

(2)HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者への人権侵害

HIVに感染したことが原因となり、身体の免疫力が低下することによって、様々な感染症や悪性の腫瘍などを合併した状態がエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）です。HIVは感染力が非常に弱く、感染経路も①性的接触、②血液感染、③母子感染に限られており、日常生活の中で感染する可能性はほとんどありません。

しかし、HIVに感染した患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

どう行動するかを決めるのも、あなたの大切な人権です。

ただし、患者や元患者の方、そのご家族、その方たちに関わるみなさんに思いを寄せ、感染症への正しい知識を持って判断しましょう。
だれもが幸せに暮らせる社会づくりを目指しましょう！



ご利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、
講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- ・広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- ・講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業など教材として利用できるビデオ・DVDや図書、パネルの貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要と判断した場合には法律相談も行っています。

- ・相談日： 月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
 - ・時 間： 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
- ※面接相談についてはあらかじめご連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL : 054-221-3330 FAX : 054-221-1948

メールアドレス jinken@ace.ocn.ne.jp URL <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>

（令和2年度法務省委託事業）



Shizuoka Prefecture